

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- | | |
|--------|------------------|
| 1 事業者名 | 社会福祉法人 酒田福祉会 |
| 2 所在地 | 山形県酒田市駅東二丁目3番地の6 |
| 3 電話番号 | 0234-23-1125 |
| 4 代表者名 | 理事長 瀬尾 絹子 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------|---|
| 1 事業所種類 | 指定通所介護事業所 |
| 2 事業目的 | 要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。 |
| 3 事業所名称 | デイサービス グラン |
| 4 所在地 | 山形県酒田市新橋3丁目1番地の1 |
| 5 電話番号 | 0234-31-8255 |
| 6 管理者氏名 | 瀬尾 有可 |
| 7 運営方針 | ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所介護に努めます。
② サービスの提供に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な関係を図りながら、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行います。
③ 提供した指定通所介護サービスについては、常にその質の評価を行い、改善を図ります。
④ 必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図ります。 |
| 8 利用人数 | 30人 |

3.事業実施地域及び営業時間

- 1 通常の事業の実施地域 酒田市（旧松山町、旧八幡町、旧平田町を除く）
- 2 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日含む）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

4.職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕

職種	員数	職務内容
管理者	1名	業務の管理及び従業者の統括管理、指導を行う
生活相談員	2名以上	利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う
介護職員	3名以上	利用者の通所介護計画に基づく介護を行う
看護職員	1名以上	検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所介護計画に基づく看護を行う
機能訓練指導員	2名以上	日常生活を営むのに必要な機能を維持回復する為の訓練指導、助言を行う

5.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- 1 介護保険の給付の対象となるサービス
〈サービスの概要〉

- ① 食事（食材料費として606円、おやつ代として60円別途いただきます。）
- ② 入浴
- ③ 排泄介助
- ④ 機能訓練
- ⑤ 送迎

〈サービス利用料金〉（契約書第5条参照）

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料がことなります。以下は1日当たりの自己負担分です。

介護度	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間	8～9時間
要介護1	370	388	570	584	658	669
要介護2	423	444	673	689	777	791
要介護3	479	502	777	796	900	915
要介護4	533	560	880	901	1,023	1,041
要介護5	588	617	984	1,008	1,148	1,168

〈各種加算（利用時加算されます）〉

- 入浴介助加算（Ⅰ） 40円／日
- 入浴介助加算（Ⅱ） 55円／日
- 中重度者ケア体制加算 45円／日
- 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100円／月
- 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200円／月
- ADL維持等加算（Ⅰ） 30円／月
- ADL維持等加算（Ⅱ） 60円／月
- 認知症加算 60円／日
- 若年性認知症利用者受入加算 60円／日
- 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56円／日
- 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 76円／日
- 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20円／月
- 栄養アセスメント加算 50円／月
- 栄養改善加算 200円／月
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20円／回
- 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5円／回
- 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150円／回
- 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160円／回
- 科学的介護推進体制加算 40円／月
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円／日
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18円／日

- サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6円/日
- 同一建物から利用した場合、94円/日減算されます。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 総単位数×0.092
- 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 総単位数×0.090
- 介護職員等処遇改善加算Ⅲ 総単位数×0.080
- 介護職員等処遇改善加算Ⅳ 総単位数×0.064

(下記の6加算は、令和6年6月1日より上記4加算に一本化されます。)

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ 総単位数×0.059
- 介護職員処遇改善加算Ⅱ 総単位数×0.043
- 介護職員処遇改善加算Ⅲ 総単位数×0.023
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 総単位数×0.012
- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 総単位数×0.010
- 介護職員等ベースアップ等支援加算 総単位数×0.011

☆ 介護保険負担割合証が2割の方は上記利用料金が2倍になります。

☆ 介護保険負担割合証が3割の方は上記利用料金が3倍になります。

<介護保険外サービス>

- | | |
|--------------|-------|
| ① レクリエーション費用 | 実費相当額 |
| ② 趣味活動費 | 実費相当額 |
| ③ 日用品代 | 実費相当額 |
| ④ おむつ代 | |
| はくパンツ | 150円 |
| 紙オムツ | 130円 |
| フラット | 70円 |
| 尿取りパット | 40円 |

☆ ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

2 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

- ・毎月13日頃に前月分の請求書を発行しますので、その月の20日(金融機関休業日の場合はその翌営業日)に指定金融機関の口座から自動口座引落を行います。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

3 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日9：00を過ぎて利用の中止の申し出をされた場合、食材料費等の料金をいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所の可動状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提供して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当）生活相談員
電話番号 0234-31-8255
受付 月曜日～土曜日 9時～17時
- 酒田市役所 高齢者支援課 介護給付係
電話番号 0234-26-5363
受付時間 平日 8：30～17：15
- 山形県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口
電話番号 0237-87-8006
受付 平日 9：00～16：00

7. 事故発生時の対応について

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。利用者の家族等利用者が指定する者、県及び保険者、居宅介護支援事業所に対して速やかに連絡します。